

見附市 埋蔵文化財発掘調査関係業務委託 標準仕様書

見 附 市
令和 8 年度

1 総則

- ・本委託業務に係る埋蔵文化財発掘調査は、文化財保護法に基づく試掘・確認調査である。
- ・本委託業務は、見附市(以下、委託者とする。)が市道今町田井線(上新田第2工区)道路改良工事予定地において実施する埋蔵文化財の発掘調査支援業務である。
- ・業務を受託した民間事業者(以下、受託者とする。)は、委託者による指示ならびに本仕様書等の設計図書に基づき、発掘調査を安全かつ効率的に行うものとする。
- ・発掘調査は、「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準」(平成 25 年3月25日改正 新潟県教育委員会教育長)、「新潟県における行政目的で行う埋蔵文化財発掘調査の基準」(平成 27 年3月30日 新潟県教育委員会)に準じて実施すること。

2 現場事務所・作業員休憩所について

- ・委託者が指定する場所に現場事務所を設置し、以下に掲げる施設設備を設置する。

(1) 調査員事務所

- ・カーテン等で仕切りをした更衣室を設ける。
- ・エアコンを設ける。

※現場代理人・現場世話人は調査事務所とは別の事務所に常駐することとし、設置等に係る一切の経費は諸経費で対応すること。

(2) 作業員休憩所

- ・カーテン等で仕切りをした更衣室を設ける。
- ・エアコンを設ける。

(3) 機材庫

(4) 電気設備

(5) 給排水設備

(6) トイレ

- ・トイレの設置にあたり、トイレの扉側に衝立を設置するなどして使用者が不快に感じないよう配慮すること。また、トイレ清掃やトイレットペーパー等の消耗品補充は毎日実施すること。

(7) 駐車場等

(8) 調査表示板、立入防止柵等の設置

3 調査標示板・立入防止柵・安全管理等

- ・調査現場で調査標示板を設ける。
- ・安全管理のうえで必要な位置に立入防止柵を設ける。
- ・一般道路と接する箇所、そのほか必要と認められる箇所に保安設備を設けること。また、発掘調査区が農区等に隣接する場合は、農業従事者やその車両に十分留意すること。
- ・現場代理人、現場世話人、調査員は発掘調査に従事する作業員へ危険予知活動や安全指導を徹底すること。

4 調査体制について

(1) 業務時間

- ・8時00分～17時00分 (昼休憩:12時00分～13時00分)

※昼休憩以外にも天候・気温・作業内容等に応じて休憩時間を取り入れること。

※委託者と受託者は朝(8時00分前後から)および夕方(16時30分前後から)に調査や工程管理について打ち合わせを実施すること。

※調査時間は原則とし、気候や環境に応じて変更する場合は委託者と受託者の双方が協議して決定する。

(1)主任調査員および調査員について

・主任調査員および調査員は、埋蔵文化財や考古学に関する専門的知識・調査技術の両面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有する者とする。

・主任調査員および調査員は、委託者の指示・指導に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適切に進行する能力を有する者、発掘調査報告書を適切に作成できる者とする。

・主任調査員は現場に常勤し指揮・監督を行う。委託者の指示に従い、発掘現場における一切の事項を処理する権限を有する。

・主任調査員は、原則として以下の要件を満たす者とする。

①文化財保護法第92条の発掘調査担当者の経験を有する者。

②大学(4年制)若しくは大学院で考古学を専攻した者。実質10年以上の発掘調査経験があり、5年以上の指揮監督的な実務の経験があり、5冊以上の報告書主要項目(分析・考察・まとめ等)の執筆歴がある者。

③②以外の者は、実質15年以上の発掘調査経験があり、7年以上の指揮監督的な実務の経験があり、7冊以上の報告書主要項目(分析・考察・まとめ等)の執筆歴がある者。

④受託者の正社員である者。

・調査員は現場に常勤し指揮・監督を行う。委託者および主任調査員の指示に従い、発掘現場における一定の権限を有する。

・調査員は原則として以下の要件を満たす者とする。

①大学(4年制)若しくは大学院で考古学を専攻した者。実質10年以上の発掘調査経験があり、5冊以上の報告書主要項目(分析・考察・まとめ等)の執筆歴がある者。

②①以外の者は、実質15年以上の発掘調査経験があり、7冊以上の報告書主要項目(分析・考察・まとめ等)の執筆歴がある者。

(2)調査員補について

・調査員補は、主任調査員および調査員の指示等に従い、発掘調査に伴う作業全般、諸作業について学習し、調査技術を習得する気力のある者とする。

・調査員補は、原則として以下の要件を満たす者とする。

①大学(4年制)または大学院で考古学やそれに類する学問を専攻・履修した者。

②受託者において埋蔵文化財調査員として採用された正規社員である者。

※新潟県内での発掘調査経験年数、報告書執筆歴等の実績条件は問わない。

(3)現場代理人について

・日々の発掘作業および発掘調査現場の安全管理・危険防止の活動および対策を行うこと。

・現場代理人は、労働安全衛生法第76条に規定する地山の掘削作業主任技能講習を修了し、かつ下記条件を全て満たす者でなければならない。

①建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格を有する者。

②労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者の資格を有する者。

③労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者の資格を有する者。

- ④受託者の正規社員である者。
- ⑤エクセル・ワード等の基本操作が可能である者。
- ⑥委託者の指示・指導等に従うことが可能である者。

(5)現場世話人について

- ・現場世話人は本発掘調査現場内に常勤し、安全管理・衛生管理・危険防止・災害防止等の事項を処理する権限を有する。
- ・現場世話人は、主任調査員・調査員・調査補助員の指示のもと、発掘調査に必要な土木作業等を現場代理人の監督下で作業を行う。
- ・現場世話人2名のうち1名は、労働安全衛生法第76条に規定する地山の掘削作業主任技能講習を修了し、かつ下記条件を全て満たす者でなければならない。

- ①建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格を有する者。
- ②労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者の資格を有する者。
- ③労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者の資格を有する者。
- ④受託者の正規社員である者。
- ⑤委託者の指示・指導等に従うことが可能である者。

(6)発掘作業員について

- ・作業員は、業務に支障が生じないよう常に安全・衛生を心がけることが可能な者とする。
- ・作業員は、調査員・現場代理人・世話人の作業指示や助言に従うことが可能な者とする。
- ・作業員は、委託者および主任調査員・調査員・調査補助員の指揮・指示のもと、発掘調査に関わる全ての作業を行う。
- ・作業員の人員数や配置の変更については、調査の内容や進捗に合わせ、委託者と受託者が協議して決定する。

5 発掘調査の方法について

(1)事前準備

- ・委託者と受託者は事前に現地打ち合わせを行うこと。
- ・調査予定日に滞りなく調査が実施できるよう、受託者は重機・必要機材・人員等を準備する。

(2)表土掘削

- ・表土等掘削を開始する際は、委託者の指示を受けなければならない。また、掘削範囲や深さ等については、委託者の指示を受けるものとする。
- ・重機掘削は、重機(バックホウ)および人力により行い、遺構・遺物の有無を検証しながら進めること。

(3)遺構調査(遺物包含層・遺構検出・遺構掘削・遺物の取り上げ)

- ・遺物包含層は原則として人力で掘削する。ただし、部分的にまとまった遺物を含む土層が確認された場合は、改めて検討し、掘削方法を定める。
- ・遺構検出はジョレン等を用いて人力で行い、遺構検出面を平坦に整える。遺構掘削についても人力で行うものとする。
- ・遺構内遺物の取り上げは、出土地点の座標測量および出土層を記録すること。
- ・遺構外遺物の取り上げは、原則として出土地点の座標測量および出土層を記録すること。
- ・出土遺物は、調査員・調査補助員が出土遺構や層位を記録して収納し、作業員はその補助を行う。

(4) 調査器具・機材、諸作業

・雨水や湧水による遺構の崩壊や遺物の流出、作業環境の悪化を防ぐため、調査区域内に仮設排水路を設置する。設置する位置・設定方法・規模・使用する資材等は現地の状況を踏まえ、委託者と受託者が協議の上で決定する。

・発掘調査で使用する器具・機材は、受託者が準備し、調査期間は研磨・整理等を行い、作業の効率化に努めること。

・受託者は、委託者の指示により、発掘調査に必要な器具・機材を準備すること。設計変更が必要な場合は、協議したうえで手配すること。

6 発掘調査の記録類について

(1) 遺構図面の作成

・遺構図面の記録作成は、原則として受託者が行う。記録方法については、委託者と協議の上で決定する。

・測量図は調査区全体図、地形測量図、遺構平面図、遺構断面図を記録すること。また遺構の性格に応じて、遺物出土状況図(遺物出土位置図、遺物微細図)等を作成すること。

・遺構平面図の縮尺は1/40、調査区全体図・地形測量図の縮尺は1/100を原則とする。

・遺構断面図や土層断面図の縮尺は1/20、遺物微細図の縮尺は1/10を原則とする。

・発掘調査区の面積や遺構の規模・密度・性格等により必要と認められる場合には、図面の縮尺を変更して記録すること。

・現場図類は受託者が管理すること。※測量業務が別業務の場合は、測量業務受託者が管理すること。

・遺構平面図、遺構断面図の現地確認および校正は、主任調査員・調査員・調査補助員が行うこと。

(2) 遺構の写真撮影

・写真撮影は、原則として受託者が行う。記録方法については、委託者と協議の上で決定する。

・写真撮影には、有効画素数1200万画素以上のデジタル一眼レフカメラを用いること。

・写真撮影は、同一対象および同一アングルで3カット撮影すること。※露出適正、オーバー、アンダー等はカメラの性質に応じて適切な数値を用いること。

・デジタルカメラの写真データは、原則としてjpeg形式とtiff形式の2種類を記録すること。

・デジタルカメラの写真データには、遺跡名・調査区・遺構名・状況・撮影方向等のタイトルを付けること。写真データは日付毎・遺構毎にフォルダを作成して整理した上でHDD等に収納すること。

・写真データ等の整理および管理は受託者が行い、主任調査員・調査員・調査補助員が指示あるいは実施すること。

(3) 記録類の整理作業

・受託者は、発掘作業員の他に整理作業員を必要に応じて配置し、出土品や図面・写真といった記録類等の整理作業を実施すること。ただし、委託者と受託者の双方が協議の上、決定するものとする。

・現場作業終了後は、受託者が資料を自社に持ち帰り(委託者より借用)、整理作業を継続する。これに係る経費は諸経費で対応する。ただし、委託者と受託者の双方が協議の上、決定するものとする。

・整理作業の内容は、記録類(図面・写真)の整理・収納等、遺構観察表等の作成、出土遺物の洗浄・注記、実測とする。ただし、委託者と受託者の双方が協議の上、決定するものとする。

7 業務期間中の日報・月報の提出日について

・現場代理人は、日々の作業員出勤状況、器具・機材一覧表など業務に関わる集計を行い、作業終了後に委託者へ提出し、記載内容の確認をとること。

・当月の日報および月報は検算したうえで、翌月5日までに委託者へ提出すること。5日が休日・祝日の場合は、翌週の現場稼働初日に委託者へ提出すること。

・各項目の集計は実績数で行う。なお、月単位となっている項目等については、端数が生じた場合は日割りで集計を行うこととする。この場合、1月当りの金額を30日もしくは31日で除した額(1円未満四捨五入)に期間の日数を乗じた金額とする。ただし、期間の変更については、委託者の指示によるものとする。

8 業務履行について

・委託者の監督員は、原則として本業務の履行期間は業務について指揮・監督する。

・調査の段階確認は監督員が立ち会うものとし、受託者は監督員の確認を受けずに、次の工程に進んではならない。

・調査の段階確認は、原則として委託者が立ち会うものとし、受託者は監督員の確認を受けずに、次の工程に進んではならない。

・受託者は委託者の指示に応じて、調査に係る施行管理記録・図面・写真等の必要資料を用意すること。

・契約内容変更の要否については、委託者と受託者の双方が協議して決定する。

・本仕様書は業務の概要を定めたものであり、本仕様書に記載されていない軽微な業務については、協議を実施して決定するものとする。

9 業務成果品の提出と完了検査について

(1) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに完了届を委託者に提出し、監督員から業務が完了したことを確認するための検査を受けなければならない。

(2) 監督員は、受託者から承認もしくは立会い等を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(3) 業務成果品は原則、以下のとおりとする。成果品は(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団の様式に準じるものとする。また、委託者と受託者の協議の上で必要と認められるものは、別途追加するものとする。

① 業務日報 【現場代理人】

② 業務月報(重機・使用機材等一覧表) 【現場代理人】

③ 作業員出勤表(月別) 【現場代理人】

④ 委託業務数量総括表

⑤ 発掘調査日誌

⑥ 業務概要報告書

⑦ 遺跡の遺構・遺物・地理的環境等に関する事実記載。

⑧ 記録写真

⑨ 出土遺物一覧表等

⑩ 遺構台帳・観察表等

⑪ 出土遺物

⑫ チューブファイルに①～⑩を紙面に打ち出して綴ったもの。納入成果品は、「正」「副」と明記し、正本・副本の計2部を納品すること。

⑬ ハードディスクとDVD-Rもしくはブルーレイディスクに①～⑩を格納したもの。収納納入成果品は、「正」「副」と明記し、正本・副本の計2部を納品すること。

⑭ その他、委託者と受託者で協議の上、必要と認められるもの。

※⑦については、整理業務期間が確保できる場合に限る。

以上